

総合評価落札方式にかかる事務手続き 【建設工事】

改正概要

①配置予定技術者の途中交代の要件追加

<改正前>

- ・落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

<改正後>

- ・落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、特別な理由がある場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。

②標準型における具体の技術提案様式の一部修正

<技術提案に係る留意事項として以下を追加>

- ・提案においては、施工範囲や必要に応じて頻度・規格など、提案の詳細内容が分かるように記載すること（参考資料への記載でも可）とし、詳細内容の記載がなく不明瞭な提案は標準的な事項として評価する。
- ・施工方法等の工夫に着目して評価する提案においては、使用材料のグレードアップ等材料のみの提案は着目外とする。
- ・具体の技術提案の該当がない場合もその旨を記載すること。
- ・具体の技術提案の内容については、適切な費目に計上すること。

○適用時期

平成28年4月1日以降公告分から適用